

路線名 一般国道19・20号

R8・R9松本国道・岡谷維持修繕出張所

管内緑地管理工事

特記仕様書

令和8年1月

関東地方整備局

長野国道事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/inDex00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむをえない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保できる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - （1）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - （2）工事現場間の距離は、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。
 - （3）下請次数は 3 次までであること。
 - （4）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
 4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
 5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務試験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は長野県内の工事でなければならない。

- (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

一般国道 19 号	起点	塩尻市大門泉町	緯度	36° 07′ 09″	経度	137° 57′ 36″
	終点	東筑摩郡生坂村大字東広津	緯度	36° 27′ 57″	経度	137° 57′ 08″
一般国道 20 号	起点	諏訪郡富士見町落合	緯度	35° 51′ 36″	経度	138° 17′ 00″
	終点	塩尻市大門泉町	緯度	36° 07′ 09″	経度	137° 57′ 36″
	起点	茅野市宮川	緯度	36° 30′ 37″	経度	138° 08′ 49″
	終点	諏訪市大字四賀	緯度	36° 00′ 48″	経度	138° 07′ 37″
	起点	岡谷市長地	緯度	36° 30′ 37″	経度	138° 08′ 58″
	終点	岡谷市今井	緯度	36° 05′ 06″	経度	138° 02′ 13″

第 8 条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、松本国道出張所管内（一般国道 19 号の塩尻市大門泉町～東筑摩郡生坂村大字東広津、一般国道 20 号の塩尻市大字旧塩尻～同市大門泉町）、岡谷維持修繕出張所管内（一般国道 20 号の諏訪郡富士見町落合～岡谷市字西山、茅野市宮川～諏訪市大字四賀、岡谷市長地～同市今井）において、緑地管理を行うものである。

主な工種は、剪定 920 本、寄植剪定 37,780m²、防除 400 本、寄植防除 4,000m²、灌水 3,000m²、除草 65,200m²、応急処理 1 式を予定している。

第 9 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

2006年度
★
優
国土交通省
工事成績優秀企業
認定マーク

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 10 条 低入札価格調査制度調査対象工事について

予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局又は長野国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査が終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

様式は別紙様式-0-1~10のとおり。

第11条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第12条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-2）により、工事着手前に「作成書類の役割分担役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第13条 設計図書の照査

受注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第14条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和6年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）

令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の承諾を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constpian/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第22条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準

(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板電子化対応ソフトウェア (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定を限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社) 施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定を限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第23条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1. の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、上限 51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

第 24 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目とするが、令和 8 年度以降については別途監督職員より通知する。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故の防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第25条 工事中の安全確保

- 1. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき 監督職員へ確認を行うものとする。
- 2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
- 4. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

（令和8年度）

作業区分	交通誘導警備員	摘 要
昼間作業	110人（うち有資格者 100人）	剪定工、除草工、応急処理工
夜間作業	10人（うち有資格者 10人）	防除工、灌水工

（令和9年度）

作業区分	交通誘導警備員	摘 要
昼間作業	110人（うち有資格者 100人）	剪定工、除草工、応急処理工
夜間作業	10人（うち有資格者 10人）	防除工、灌水工

注）上記人数は交代要員を含むものとする。

第26条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行なう1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③により難しい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第28条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、

「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第29条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第30条 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第31条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第32条 環境対策

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第33条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第34条 工事現場の現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第35条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第36条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第37条 週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までと

する。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対等々のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の變形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の變形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注社双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位

の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除して変更する。

第38条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適切かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-3）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第39条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	下記を除く全ての作業	8:00~17:00
夜間作業	防除工、灌土工	20:00~ 5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。それぞれの標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 下記の期間は路上規制を伴う工事を行ってはならない。なお、詳細な期間については別途監督職員より通知する。

工事抑制期間（予定） 年度末（3月上旬から下旬にかけての約1ヶ月間）
大型連休（4月下旬から5月上旬にかけての約2週間）
夏期（8月中旬の約1週間）
年末年始（12月下旬から1月上旬にかけての約2週間）

第40条 概算・概略数量

本工事は、概算数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第41条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則化の対象とする新技術は以下のとおりとす。

- 1) 新技術情報共有システム (NETIS) 登録技術
URL <http://www.neis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 4 2 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ~ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則 1 つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ~ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係る情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 4 3 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者 (監督員) における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ (ウェアラブルカメラ等) と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領 (案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、配置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してもよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙提出様式－4 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にはリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第4.4条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
		書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するもの

とする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日(国不建第273号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第45条 契約後VE方式

「VE提案」とは、契約書19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式-5~8)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-9)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
12. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費に

- については、原則として、変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
 14. 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第46条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「第41条新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組みについては本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組みの履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第47条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第48条 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第49条 ISO9001認証取得の活用

1. 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。
2. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。
3. 受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。
 - ①申請書（別紙様式-10）
 - ②ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し
 - ③ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の可否判定結果の写し）
 - ④申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類
 - ⑤ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
 - ⑥申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し
 - ⑦⑥がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し
但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。
4. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。
 - ①受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。（別紙様式-11により監督職員に速やかに申出）
 - ②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。
5. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。
6. 品質計画書の提出
受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。
7. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務
本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下

「検査記録の確認」という)を受けることにより、代えることができる。

①「指定材料の確認」

指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

②「工事施工の立会い」

工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

③「段階確認」

段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の右欄の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に受注者の検査記録の一部を提出して確認する。
③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。
④	土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-6の6項、表1-1段階確認一覧表のうち上記①、②、③以外の項目	適当な時期に受注者の検査記録を確認する。
⑤	その他の事項	適当な時期に受注者の検査記録の一部を抽出して確認する。

8. 内部監査の実施

内部監査は、6ヶ月に1回程度（工期が6ヶ月以内の場合にあっては工期内において1回以上実施）するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

①10年以上の現場経験を有する。

②以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。

- イ 技術士
- ロ 1級土木施工管理技士
- ハ 1級造園施工管理技士
- ニ 1級建築士
- ホ 1級建築施工管理技士
- ヘ 建築設備士
- ト 1級電気主任技術者

- チ 1級管工事施工管理技士
- リ 1級電気工事施工管理技士
- ヌ 1級建設機械施工技士

③以下のいずれかの内部監査研修を修了している。

- イ 一般財団法人 日本規格協会（JRCA）の認定を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）
- ロ 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修
 - i 当該研修の講師が財団法人 日本規格協会（JRCA）の認定を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。
 - ii 当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある

④③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

9. トレーサビリティの確保

受注者は、以下に示す材料について、工事完了後に使用場所、時期、品質が確認できるように管理を行うものとし、本工事の品質計画書または施工計画書に記述するものとする。

品 名	規 格	摘 要
薬剤（防虫）	全規格	事前審査制度認定混合物を除く

10. 品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

11. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

12. その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成16年9月15日付け国関整契第435号、国関整技調第34号、国関整技評第33号「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

第50条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第51条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の指名は、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第52条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第53条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお、オンラインによる電子納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第54条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等体制強化工事」は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第55条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 2 章 材 料

第56条 材料確認

下記の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確認材料名	適 用
防 虫	薬 剤	農薬登録票又は品質証明書等

第57条 薬 剤

薬剤は下記のとおりとするが、同等品以上で他の薬剤で効果があると判断した場合は、監督職員の承諾を得て変更してよいものとする。

薬 剤（一般名）	適 用
スミチオン乳剤（1,000倍）	高 木
スミチオン乳剤（1,000倍）	中低木

なお、アメリカシロヒトリに対する薬剤の希釈倍率は、監督職員の指示による。

第 3 章 植 栽 維 持 工

第58条 一般事項

本工事の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。

第59条 剪 定

作業の実施にあたっては、剪定の主旨を十分理解し、剪定に従事する造園工は習熟した者に行わせるものとする。

第60条 防 除

1. 薬剤防除の実施箇所及び時期等については、監督職員と協議するものとする。
防除の実施にあたっては、原則として、定期的に農薬を散布することはせず、被害の発生を確認後実施するものとし、その際もまず剪定や捕殺等により病害虫防除を行うよう最大限努めることとする。
このため、日頃から病害虫殺害の早期発見に努めることとする。
また、病害虫の発生状況を踏まえやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除

法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子供等に健康被害を及ぼすことが無いよう最大限配慮すること。

- ① 農薬の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。
- ② 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- ③ 農薬使用者及び農薬使用委託者は、周辺住民に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について十分周知するとともに、散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路等があり、農薬の散布時に子供の通行が予想される場合には、当該学校や子供の保護者等に対する周知及び子供の健康被害防止について徹底すること。

- ④ 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、3年期間保管すること。

2. 高木の1本当り消毒液の散布量（希釈液量）は、下表を標準とする。

幹周 (cm)	薬剤使用料 (L)	適用
60未満	3.5	高木
60～120未満	7.7	中低木

3. 中低木の消毒液の散布量（希釈液量）は、下表を標準とする。

規格		単位	薬剤使用料 (L)	適用
低木寄植		m ²	1.0	
中木寄植		m ²	1.0	
(低木)	樹高60cm未満	本	1.0	
(中木)	樹高100～200cm未満	本	1.5	
	樹高200～300cm未満	本	2.2	
芝植地		m ²	0.4	

4. 但し、上記は当初における薬剤使用量であるので、監督職員と協議のうえ、精算変更を行うものとする。

第61条 灌土工

灌水は下記の水量を標準とするものとする。

項目	100m ² 当り	適用
植栽地	1.0m ³	

給水車は持ち込みとし、給水場所は、長野国道事務所及び松本国道出張所、岡谷維持修繕出張所とする。

第4章 道路除草工

第62条 一般施工

1. 除草前には、空き缶・ゴミ等の障害物を除去しておくものとする。
2. 機械除草の施工においては、現地状況から必要に応じて、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護対策を行うものとする。なお、当初規格「飛石防護養生有り」については飛び石防護を見込んでいる。
3. 現地状況により、上下刃逆回転式草刈り機等の使用が必要となる場合、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするものとする。

第5章 一般施工

第63条 処分費

1. 本工事により発生する一般廃棄物の搬出は別紙-12によるものとする。
2. 別紙-12については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。
3. 搬出に先立ち、受入条件について処理施設に確認しなければならない。
4. 搬出に際しては搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
5. 受入施設までの運搬距離は当初13.9kmを見込んでいるが、別紙-12に基づく実際の作業により精算するものとし、設計変更にて処理する。
6. 受注者が工事により発生した草を持ち帰り、自社敷地内の焼却施設で焼却処分を行うこと及び現場での野焼きは厳禁とする。
7. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第64条 応急処理工

1. 応急処理
(1) 応急処理とは、緊急に処理が必要な支障枝の撤去等を行う作業をいう。
(2) 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示について行うものとする。
(3) 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
(4) 数量については、下記のとおりとする。

(令和8年度)

区 分	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	100	
造園工	人	50	
巡回員	人	10	造園工
アベリア(樹高0.3m・枝張0.2m・コンテ径12cm)	本	100	材料費

(令和9年度)

区 分	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	100	
造園工	人	50	

巡回員	人	10	造園工
アペリア(樹高 0.3m・枝張 0.2m・コナ径 12cm)	本	100	材料費

2. 定期巡回

施工区間の街路樹について、原則として四半期に一回、徒歩巡回による点検を実施し、点検簿を監督職員に提出するものとする。なお、街路樹、植樹柵及び柵周辺の舗装等に異常があった場合は監督職員と協議し、速やかに対応するものとする。また、定期巡回にあたっては、詳細な巡回計画をたて監督職員と協議するものとする。

点検内容については、次のとおりとする。

- ① 街路樹の倒木のおそれの有無（腐食、空洞、キコ、亀裂、損傷、枯枝等の有無）
- ② 枝張り状況（建築限界の確保、視距の確保、民地への張出し等）
- ③ 病虫害の発生の有無
- ④ 客土不足の有無
- ⑤ 植樹柵及び周辺の歩道舗装の状況
- ⑥ 支柱材の状況（損壊の有無等）
- ⑦ その他必要と認められるもの

第 6 章 そ の 他

第 6 5 条 枯損木等の処理

1. 枯損木等の伐採した樹木は枝払いを行い、一定の長さに切断し処分しなければならない。
2. 作業で発生した雑草の一部、枝葉、枯葉等は速やかに搬出処分するとともに、作業終了後は、清掃及び後片付けを行うものとする。
3. 廃棄物の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、適切に処理しなければならない。

第 6 6 条 緑地台帳

緑地台帳等の資料作成は、監督職員の指示によるものとする。

第 6 7 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 6 8 条 問合せ番号及び路上規制情報システム

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 9 条 工事現場における説明の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果・工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するもの

とする。

第70条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 32 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 25・26 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。	第 63 条

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－0－2

【比較表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工事名	○○道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入札時				工事完成時					備考	
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※			元請/ 官積 (%)
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式-0-3

【比較表-2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工事名	○○道路改良工事													
工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表－8】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに必要な価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工事名	〇〇道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	〇〇アスコン	2300/t	〇〇アスコン	1700/t	2300/t	
アスファルト・コンクリート塊	〇〇アスコン	2000/t	〇〇アスコン	1500/t	1500/t	
			〇〇アスコン	3000/t	2800/t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式-0-10

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳	金額単位:千円			金額単位:千円						
	元請	元請外注	元請	1	2	3	4	5	6	7
項目	元請	元請外注	元請	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設
① 直接工事費	50,972	17,008	33,964	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	188
② 労務費	15,237	0	15,237	9,290	1,248	2,878	1,790	0	0	0
③ 機械器具等操縦	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	20
④ 安全衛生等設備等管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 雑費	747	734	1,481	13	0	0	0	0	0	0
⑩ 間接工事費	19,883	11,898	7,787	1,088	759	3,255	1,080	1,009	320	283
(1) 共通仮設費	8,089	4,710	3,379	1,889	120	452	0	988	0	0
① 仮設費	2,880	70	2,810	1,750	120	440	0	0	0	0
② 仮設費	220	70	150	80	40	0	0	0	0	0
③ 仮設費	100	0	100	60	40	0	0	0	0	0
④ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉑ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉒ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉓ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉔ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉕ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉖ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉗ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉘ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉙ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉚ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉛ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉜ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉝ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉞ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉟ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊼ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊽ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊾ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊿ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊼ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊽ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊾ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊿ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊼ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊽ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊾ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊿ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊼ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊽ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊾ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊿ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊼ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊽ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊾ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊿ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 仮設費	0	0	0	0	0					

別紙様式-2

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	種別	工事関係書類			工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考			
		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出		発注者	受注者	監督職員	契約担当者	発注者	受注者		監督職員へ連絡	監督職員へ送付	
								提出	受注者										
作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-39-7	-	○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-39-2	-	○												令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項届出	-	○		○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
		4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		5	【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占有物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○				○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(精進計算のずれものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-17	-	○		○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受注者間で協議し役割分担を決定 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する。)
契約関係書類	契約書類	8	工事請負契約書	-	-	○													
		9	共通仕様書	-	-	○													
		10	特記仕様書	-	-	○													
		11	発注図書	-	-	○													
		12	現場説明書	-	-	○													
		13	質問回答書	-	-	○													
		14	工事数量総括表	-	-	○													
		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○				○								
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○				○							契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○				○								
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号) 共通仕様書1-1-1-44-6	様式-4		○				○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台帳」に掛金収納書を添付付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
		19	建退共済証紙受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○					○							
		20	工事別共済証紙受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○					○							
		21	掛金充当実績総括表	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○					○							
22	徴共済者就労状況報告書	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○					○									
23	掛金充当書	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○					○									
24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○					○									
25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○					○							契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
26	品質証明書通知書	共通仕様書3-1-1-6(5)	様式-7		○				○								契約図書で規定された場合に提出する。		
その他	27	再生資源利用計画書 →建設資材搬入工事前-	共通仕様書1-1-1-21-4	-	○				○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
	28	再生資源利用促進計画書 →建設副産物搬出工事前-	共通仕様書1-1-1-21-6	-	○				○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
	29	建設発生土搬出期書	特記仕様書	-	○				○										
	30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出先への情報提供について」(H16.12.17建設法第9号の2)	-	○				○										
1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-6-1	-	○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更後施工計画書を監督職員に提出する。		
		32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	-	○			○										
		33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○				○									
		34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-41-1	-	○				○									
		35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	-	-	○				○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
		36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-12-1	-	○				○								「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 *建設業及び営業業以外は不要	
2 施工体制	② 施工体制	37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-12-2	-	○			○										
		38	作業員名簿	「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付国官技第319号、国官整第16号)	-	○				○									
3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○													
		40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○											協議の根拠となる一般的な標準書類のコピーは添付不要		
		41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○													
		42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○													
		43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○													
		44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○													
		45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○					○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
		46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-	○												設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考			
作成時期	種別	No.	書類名称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子		紙		
工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6-3	様式-11		○								契約図書で規定された場合のみ対象 段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○									確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-40-2	-		○						○				週間工程会議やASPにより事前連絡する。ただし、現地上的工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-30-11	-		○										監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-33	様式-13		○						○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を速報により速やかに報告する。
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	-		○										事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
	53		工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-27	様式-14		○			○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。関係資料の添付不要。	
	⑤ 工程管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-		○			○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)	
		契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○			○						
	56			請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○			○							
	57			指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○			○							
	58			指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○			○							
	59			請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○			○							
	60			出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-24-2	様式-18		○			○							
既済部分検査	61		請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○			○							中間技術検査時にも提出する。	
	62		出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-8-6	-		○			○								
	63		出来高内訳書	共通仕様書1-1-1-24-2	様式-18		○			○								
	64		請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○			○								
修繕	65		工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○				○								
	66		部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○			○							部分使用がある場合に提出する。	
工期延期	67		工期延期届	工事請負契約書第18条-22	様式-23		○			○							工期延期が発生する場合に提出する。	
	68		支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○			○							支給品を受領した場合に提出する。	
支給品	建設機械	69	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-19-3	様式-25		○		○							支給品がある場合に提出する。		
		70	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-19-5	様式-26		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
		71	建設機械積戻・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
現場発生品	72	現場発生品届書	共通仕様書1-1-1-20	様式-28		○			○							現場発生品がある場合に提出する。		
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-21-2	-		○					○					産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要		
	74	建設発生土撤出届書	特記仕様書	-		○					○							
	75	建設発生土撤出のお知らせ	特記仕様書	-		○					○							
工事完成時	契約関係書類	76	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○			○								
		77	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○			○								
		78	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○			○								
		79	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	様式-31		○			○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要	
		80	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	様式-32		○			○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要	
	工事書類	81	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6(1)	様式-33												契約図書で規定された場合に提出する。 品質証明に関する添付書類は提出不要	
		82	工事写真	共通仕様書1-1-1-26-8	-		○			○					☆		工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 紙の工事写真の提出不要 不可視部分をきめ、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影を省略 監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
		83	総合評価実施報告書	総合評価実施方式の実施について(H19.2.20付建設者厚労発第30号)	-		○			○							総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。	
		84	創憲工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○			○							自ら立案実施した創憲工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。	
	工事完成図書	85	工事完成図	共通仕様書1-1-1-22 共通仕様書3-1-1-7	-		○			○				○	☆		電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		86	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7 特記仕様書	-		○			○				○	☆		電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	87	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事に用-	共通仕様書1-1-1-21-10	-		○			○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		88	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事に用-	共通仕様書1-1-1-21-10	-		○			○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
	工事完了	その他	89	低入札価格調査(間接工事費等諸経費動向調査)	共通仕様書1-1-1-15-5-3	-	○			○							低入札価格調査制度の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

証明書

工事名：_____

受注業者：_____

証明者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	
記入例	段階確認	トンネル支保工		支保工完了時	ロックボルト 打込本数	・目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	トンネル内作業のため通信状況が悪かったがWiFiを追加して対応した

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (自由記述)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	ブラウザ版だったが直接監督職員PCと接続出来ず、PCを別途準備して対応

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏 名 TEL FAX	
VE提案の概要 <div style="float: right; text-align: right; font-size: small;"> 注) 記入欄が不足する場合には、様式－6(1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。 </div>		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

ISO9001 認証取得活用監督業務等申請書

令和 年 月 日

総括監督員
関東地方整備局
長野国道事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

〇〇〇〇建設工事について、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 工 事 名 〇〇地区改良工事
2. 契約締結日 令和 年 月 日
3. 工 期 自：令和〇〇年〇月〇日 至：令和〇〇年〇月〇日
4. 添付書類
 - ① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し
 - ② ISO9001 の審査に係る直近の審査報告書の写し
 - ③ ②の審査における合否判定結果の写し
 - ④ 本工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得していることを示す書類
 - ⑤ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
 - ⑥ 平成〇〇年度及び平成〇〇年度に完成した地方整備局の所掌する全ての土木工事（又は営繕工事）の工事成績評定通知書の写し
 - ⑦ ⑥に該当工事が無い場合は、ISO9001 認証の取得以降における地方整備局の所掌する直近の工事成績評定通知書の写し

ISO9001 認証取消し等申出書

令和 年 月 日

総括監督員
関東地方整備局
長野国道事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

令和〇〇年〇月〇日付けで承認された「〇〇〇〇地区改良工事」に関する ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、下記により品質マネジメントシステムの継続が困難であることを申出ます。

記

1. 申出の内容

- (例1) ISO9001 認証の取消し
- (例2) ISO9001 の定期（更新）審査で不適合
- (例3) ISO9001 審査登録機関の認定の取消し
- (その他、具体的に)

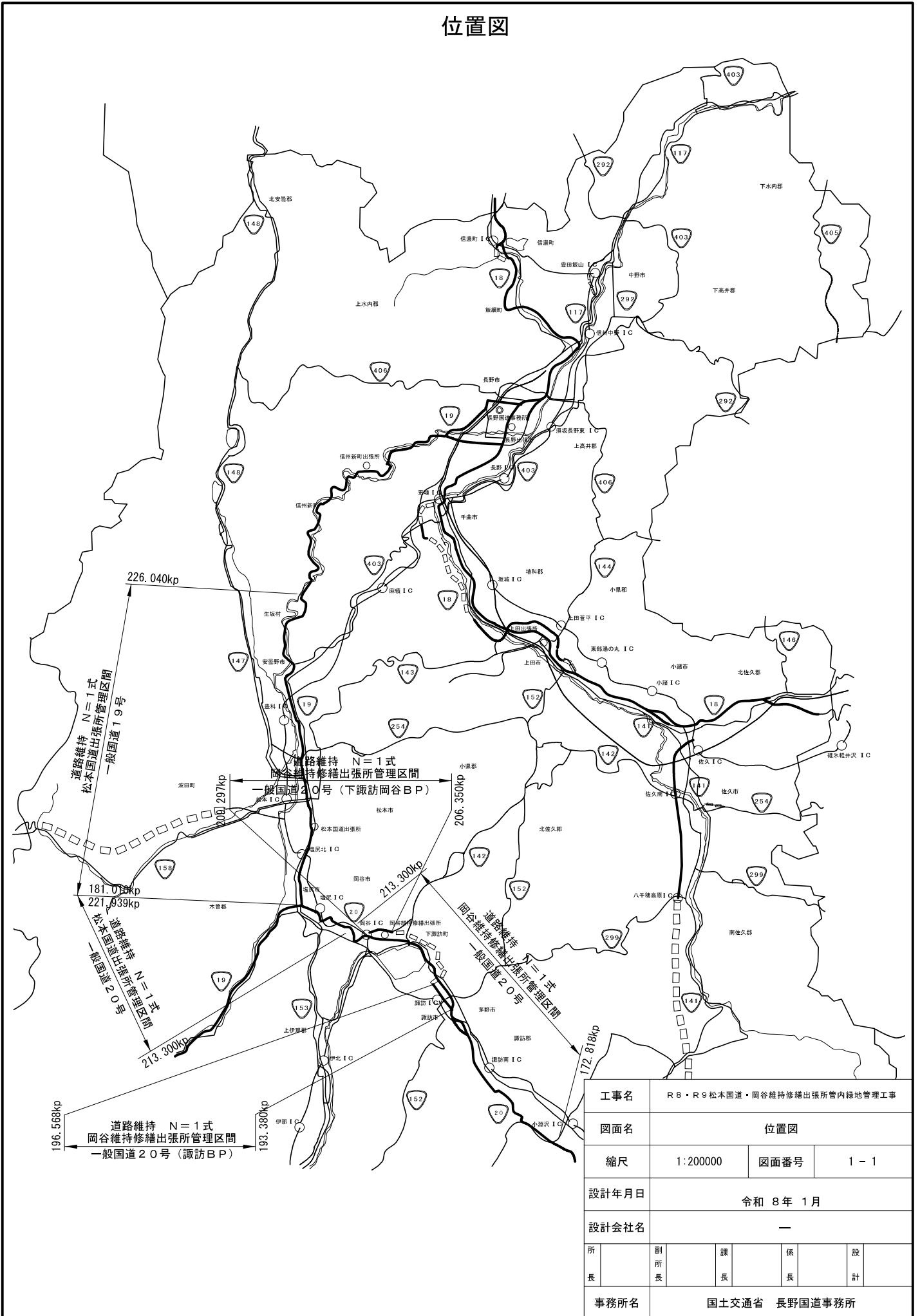
2. 添付書類

- (例) 申出の内容に応じて
 - ① ISO9001 認証の取消し通知の写し
 - ② ISO9001 の審査に係る審査報告書（合否判定結果）の写し

一般廃棄物処分費

一般廃棄物 種類	作業区分	搬 出 区 間		受 入 条 件		適 用
		路 線 名	区 間	施 設 名 称	所 在 地	
刈 草	昼 間	19号	塩尻市 ~ 安曇野市 (181.010kp ~ 215.088kp)	清水口建設(株)	松本市大字島内909他	
			生坂村 (215.088kp ~ 226.040kp)	(有)信州リサイクルセンター	東筑摩郡生坂村4789-1	
		20号	富士見町 ~ 諏訪市 (172.818kp ~ 201.821kp)	(株)レインボー	諏訪郡富士見町落合字黒鳥9166-3他2筆	
			下諏訪町 ~ 塩尻市 (201.821kp ~ 221.939kp)	清水口建設(株)	松本市大字島内909他	
		20号 諏訪ハイパス	茅野市 ~ 諏訪市 (193.380kp ~ 196.568kp)	(株)レインボー	諏訪郡富士見町落合字黒鳥9166-3他2筆	
		20号 下諏訪岡谷ハイパス	岡谷市 (206.350kp ~ 209.297kp)	清水口建設(株)	松本市大字島内909他	
剪定枝		19号	塩尻市 (181.010kp ~ 187.140kp)	(有)住岡産業	塩尻市大字上西条909、913、922-イ	
			松本市 ~ 生坂村 (187.140kp ~ 226.040kp)	清水口建設(株)	松本市大字島内909他	
		20号	富士見町 ~ 茅野市 (172.818kp ~ 195.556kp)	(株)レインボー	諏訪郡富士見町落合字黒鳥9166-3他2筆	
			諏訪市 ~ 塩尻市 (195.556kp ~ 221.939kp)	(有)住岡産業	塩尻市大字上西条909、913、922-イ	
		20号 諏訪ハイパス	茅野市 ~ 諏訪市 (193.380kp ~ 196.568kp)	(有)住岡産業	塩尻市大字上西条909、913、922-イ	
		20号 下諏訪岡谷ハイパス	岡谷市 (206.350kp ~ 209.297kp)	(有)住岡産業	塩尻市大字上西条909、913、922-イ	

位置図



工事名	R8・R9 松本国道・岡谷維持修繕出張所管内緑地管理工事			
図面名	位置図			
縮尺	1:200000	図面番号	1-1	
設計年月日	令和 8 年 1 月			
設計会社名	-			
所長	副所長	課長	係長	設計
事務所名	国土交通省 長野国道事務所			